

道路構造の手引き改訂対照表

第11編 維持修繕 4. その他施設灯の維持修繕	
4.2 道路附属施設	掲載頁 11-17 (711)

新	旧
<p><b>4. その他施設等の維持修繕</b></p> <p><b>4.1 重要構造物</b> 重要構造物(ボックスカルバート, 擁壁類, 法面工, 立体横断施設, トンネル等)の維持修繕は, 各構造物の性能を適切に保持するように構造物の診断, 診断結果に基づいた対策の実施, さらに診断及び対策の記録を適切に行うことが望ましい。</p> <p><b>4.2 道路付属施設</b> 道路付属施設(車両用防護柵・防止柵, 道路標識, 路面標示, 視線誘導標, 道路反射鏡, 道路情報設備等)の維持修繕は, 各道路付属施設の性能を適切に保持するように維持修繕を行うことが望ましい。 既設道路照明の支柱の劣化等により建て替える場合は, LED照明とする。なお, デザインポールなどLED化していない既設ランプの球替えにあたっては, 既設照明がけい光水銀ランプの場合においても, 高圧ナトリウムランプ(長寿命タイプ)とする。ただし, 演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は, 白色系の光色のセラミックメタルハイドランプを用いることができる。</p> <p><b>4.3 植栽および街路樹</b> (1) 植栽および街路樹の剪定は, 道路の機能保持, 追路及び沿道の環境保全並びに美観保持を目的とする。 道路は道路法第42条において「道路管理者は, 道路を常時良好な状態を保つよう維持し, 修繕し, もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と明記されており, 植栽および街路樹の剪定等の作業は道路の機能を保持し, 道路や沿道に対する環境保全並びに美観保持のうえからも必要なものである。 (2) 様々な要因により植栽および街路樹の撤去を検討する場合は, 以下の方針に従うこととする。 (a) 歩道植栽帯の撤去(植栽樹も含む) (ア) 歩道有効幅員2mが確保されておらず, 歩行者の安全な通行を著しく阻害している箇所については植栽帯の撤去を検討するものとする。 歩道幅員は確保されているが, 植栽帯幅1.5m未満で, 著しく倒木の危険性がある場合, 信号機, 標識及び歩行者などの視認性を阻害し交通安全上支障がある場合は, 高木の撤去または植栽帯の撤去を検討できる。 (イ) 高木しかない植樹樹において, 高木を撤去することで植樹樹が歩行者などの安全な通行に支障を及ぼす場合は, 低木植栽, 張コン等の対策を講じる。 (ウ) 植樹帯撤去後, 植栽が有していた横断抑止機能等については, その代替施設を検討する。 (b) 中央分離帯植栽帯の撤去 中央分離帯植栽が, 著しく安全な通行を阻害している場合, ゴミのポイ捨てにより著しく環境が悪化している場合は植栽の撤去を検討できる。撤去にあたってはその植栽が有している機能(遮光, 横断防止)の代替施設を設置する。</p>	<p><b>4. その他施設等の維持修繕</b></p> <p><b>4.1 重要構造物</b> 重要構造物(ボックスカルバート, 擁壁類, 法面工, 立体横断施設, トンネル等)の維持修繕は, 各構造物の性能を適切に保持するように構造物の診断, 診断結果に基づいた対策の実施, さらに診断及び対策の記録を適切に行うことが望ましい。</p> <p><b>4.2 道路付属施設</b> 道路付属施設(車両用防護柵・防止柵, 道路標識, 路面標示, 視線誘導標, 道路反射鏡, 道路情報設備等)の維持修繕は, 各道路付属施設の性能を適切に保持するように維持修繕を行うことが望ましい。 既設道路照明(トンネル照明を除く)のランプの更新にあたっては, 既設照明がけい光水銀ランプの場合においても, 高圧ナトリウムランプ(長寿命タイプ)を基本とする。ただし, 演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は, 白色系の光色のセラミックメタルハイドランプを用いることができる。ただし, 支柱の劣化等により照明の立て替え計画がある場合はこの限りではない。</p> <p><b>4.3 植栽および街路樹</b> (1) 植栽および街路樹の剪定は, 道路の機能保持, 追路及び沿道の環境保全並びに美観保持を目的とする。 道路は道路法第42条において「道路管理者は, 道路を常時良好な状態を保つよう維持し, 修繕し, もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と明記されており, 植栽および街路樹の剪定等の作業は道路の機能を保持し, 道路や沿道に対する環境保全並びに美観保持のうえからも必要なものである。 (2) 様々な要因により植栽および街路樹の撤去を検討する場合は, 以下の方針に従うこととする。 (a) 歩道植栽帯の撤去(植栽樹も含む) (ア) 歩道有効幅員2mが確保されておらず, 歩行者の安全な通行を著しく阻害している箇所については植栽帯の撤去を検討するものとする。 歩道幅員は確保されているが, 植栽帯幅1.5m未満で, 著しく倒木の危険性がある場合, 信号機, 標識及び歩行者などの視認性を阻害し交通安全上支障がある場合は, 高木の撤去または植栽帯の撤去を検討できる。 (イ) 高木しかない植樹樹において, 高木を撤去することで植樹樹が歩行者などの安全な通行に支障を及ぼす場合は, 低木植栽, 張コン等の対策を講じる。 (ウ) 植樹帯撤去後, 植栽が有していた横断抑止機能等については, その代替施設を検討する。 (b) 中央分離帯植栽帯の撤去 中央分離帯植栽が, 著しく安全な通行を阻害している場合, ゴミのポイ捨てにより著しく環境が悪化している場合は植栽の撤去を検討できる。撤去にあたってはその植栽が有している機能(遮光, 横断防止)の代替施設を設置する。</p>